



令和7年3月25日

報道機関 各位

国立市市長室広報・広聴係

4月1日（火）から施行します 国立市子ども基本条例

「子どもが自分らしく幸せに生き、育つことができるまちを実現すること」を目的に、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもを支え合う仕組みを定めた「国立市子ども基本条例」が成立しました。令和7年4月1日（火）から施行となります。

当条例は、国立市に関わる500名以上の子どもの声を、市職員が学校等に訪問して直接「聴き」、その声を基に議論を重ね作成したものととなります。

制定初年度となる令和7年度は、当条例を多くの人に知ってもらうことを重点として、各種取り組みを進めてまいります。

このことを、市内外の皆さまに広くお知らせしたく、ぜひ、貴媒体での取材・掲載方、お願いいたします。

記

1. 備考 詳細は、添付市報をご覧ください。

問い合わせ

国立市 子ども家庭部
児童青少年課児童青少年係
TEL042-576-2111(内線 128)



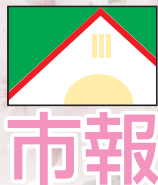
国立市
KUNITACHI CITY

文教都市くにたち



3月20日号(第1383号)
令和7年(2025年)

学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち 学び育み続けるまち 文教都市くにたち



くにたち

毎月
5日・20日
発行

審議会等の開催情報は市HP
「イベントカレンダー(分野:
審議会・委員会等)」を
ご覧ください。

国政策経営課政策経営係



市報くにたちをデジタルブック
(電子書籍)で読もう!



市報配布が不要な
方は、こちらから
ご連絡ください。



国市長室広報・広聴係

TEL 042-576-2111(代)

FAX 042-576-0264

〒186-8501 東京都国立市富士見台 2-47-1

編集・発行 国立市役所市長室広報・広聴係

ホームページ <https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/>

各記事には、記事の内容に関するウェブサイト等の二次元コードを掲載しています。

くにたち し こども きほん じょう れい 国立市子ども基本条例



し がつ ついたち かようび

4月1日(火)からスタートします

くにたち し こども きほん じょう れい ぜんぶん
「国立市子ども基本条例」前文より

すべての子どもたちへ

あなたが生まれたこと、大きくなっていくこと、あなたらしくいられることを、このまちと、このまちにいる大人は、うれしく思っています。

あなたが感じていること、思っていること、考えていることを、あなたの近くにいる大人にいつでも聴かせてください。

うれしいこと、かなしいこと、困っていること、遊びたいこと、学びたいこと、やってみたいこと。

もっと自分たちの声を聴いてほしい、自分たちに目を向けてほしいと思っていること。

このまちと、このまちにいる大人は、いつでもあなたのそばで、一緒に考えて、せいっぱい応援します。

あなたがあなたらしく、今を幸せに生きること、幸せな未来に向かっていくこと、すべての子どもが一人の人として等しく持つ、大切な権利を、このまちと、このまちにいる大人は、あなたと一緒に大切に守って、守っていくことを約束します。

国児童青少年課児童・青少年係

くに Pay

使用期限が3月31日(月)までのポイントがあります。
詳細は、市HPまたは今号(6面)をご覧ください。

国政策経営課政策経営係



1面のテーマに
関連するSDGs

10 人や国の不平等をなくそう

凡例

内=内容

期=期間

日=日時

場=場所

師=講師

対=対象

定=定員

募=募集人数

資=資格

¥=費用

今号では、「**国立市子ども基本条例**」を、**国立市**にいるすべての子どもと大人に知ってもらうため、**条例**の内容を紹介します



◀国立市子ども基本条例全文はこちらから。



“**子どもの権利**”ってなに？

“**子どもの権利**”は、すべての子どもが生まれたときから持っている**人権**です。子どもは「自分らしく生きる・育つこと」を大切にされると、世界中で約束されています。



“**子ども**”＝国立市に住んでいる、または国立市にある学校や職場に通っている等の0歳～18歳になるまでの人

これらの**権利**が保障されることで、子どもたちが、自分らしく幸せに生きること、育つことが守られています。



国際条約の「**子どもの権利条約**（**児童の権利に関する条約**）」を調べてみよう

ユニセフHP▶



国立市子ども基本条例でみんなによんでほしいところ（条文をわかりやすく書いています）

第6条〈安心して生きる権利〉

- 命が守られること
- 愛情をもって大切に育てられること
- 暴力や不当な取り扱いから守られること など



第7条〈自分らしく心豊かに育つ権利〉

- 遊ぶこと
- 学ぶこと
- 休むこと
- 自分らしさが大切にされること など



第8条〈意見を表明する権利・参加する権利〉

- 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと、大切にされること
- 意思決定の場などに参加すること
- 自分に関する情報を大人に求めること など



“**子どもの権利**”を**守**ってくれる人はだれ？



子どもはまだ**成長・発達**の**とちゅう**なので、子どもだけでは**権利**が守られないときがあります。だから、みんなのまわりにいる**親や先生**、すべての**大人**で守っていくことが大切**です**。



国立市子ども基本条例でみんなによんでほしいところ（条文をわかりやすく書いています）

第9条〈保護者の役割〉

保護者は、子どもの**成長**などをふまえ、下記などの役割があります。

- 子どもに寄り添う
- 子どもの気持ちや考えに耳を傾ける
- 子どもにとって最もよい事を第一に考える



第10条〈先生などの役割〉

保育園や学校の先生などは、子どもの育ちと学びを支えるにあたり、下記などの役割があります。

- 子どもの気持ちや考えに耳を傾ける
- 子どもにとって最もよい事を第一に考える
- 気軽に相談できる環境を整える



第11条〈地域の方の役割〉

地域の人は、下記などの役割があります。

- 子どもの意見や活動を大切にする
- 対話しながら子どもを支える



持 = 持ち物

申 = 申込方法

問 = 問い合わせ

電 = 電話 (市外局番042を省略しています)

メ = メール

ファ = ファクス

HP = ホームページ

国立市は、子どもの権利が守られる「子どもにやさしいまちづくり」を積極的に推進します



“子どもにやさしいまち”ってどんなまち？



子どもの気持ちや考えを大切にして、子どもの権利を守るまちのことです。
遊びたい、学びたい、休みたいという気持ち、成長したい想いや、不安に寄り添う環境があること、子どもたちに寄り添う大人を支える環境があることが、子どもの権利が守りつづけられるために必要です。



国立市子ども基本条例でみんなによんでほしいところ (条文をわかりやすく書いています)

第13条〈子どもの意見を大切に
するまち〉

- 子どもが自分の気持ちや考えを伝えやすい環境をつくれます。
- 市の取組を行うときには、子どもの意見を大切にします。



第14条〈子どもが相談しやすい
まち〉

- 子どもが自分の抱える不安や悩みについて相談しやすい場所をつくれます。



第17条〈子育てを支援するまち〉

- 保護者が、安心して子育てができるよう、支援します。



第19条〈小さなころから豊かな
学びを受けられるまち〉

- 子どもが小さいころから自己肯定感(※1)や主体性(※2)を育むことができる環境、自分の可能性を最大限に伸ばすことのできる環境をつくれます。

※1 ありのままの自分でよいと認めること
※2 自分の考えを大切にすること

第20条〈自分の居場所があるまち〉

- いろんな体験をしたり、いろんな人と触れ合える居場所や、何もしないでほっとしたりすることのできる居場所など、子どもの居場所をつくれます。

第22条〈危険なことから守られ
るまち〉

- 事故や事件などから、子どもたちを守ります。
- 子どもが自分で身を守るよう、情報の発信をします。



“子どもの権利”が守られなかったときはどうすればいいの？

自分たちの生活で、自分の権利が守られていないと感じることがあったら、「子どもオンブズマン」に相談できます。子どもオンブズマンは、市役所に部屋があり、そこで相談することもできるし、お手紙やメールでも相談できます。

第23条〈権利侵害の相談・救済〉



子どもが相談できる場所

▶子どもオンブズマン
(オンブズマン事務局)



▶子どもオンブズマン
キャラクター
(ミライとヒカリ)。



◀オンブズマン
事務局。

▶子ども家庭支援センター(市役所1階20番窓口)

▶児童青少年課(市役所1階18番窓口)

▶中央・矢川・西児童館



◀中央・矢川・
西児童館。

国立市子ども基本条例は、計画に基づいて進めていきます。

「第四次国立市子ども総合計画」は

こちらから▶



(第24条関連)